

### 第3章 貸付決定

保育士修学資金の貸付申込みの内容を審査の上、貸付けの可否を決定し、養成施設を通じて、その結果を通知します。

#### 1. 決定通知書の交付

養成施設長、申込者及び連帯保証人あての「貸付承認（または不承認）通知書」を養成施設に送付します。申込者には、連帯保証人あての「貸付承認（または不承認）通知書」も渡し、申込者から連帯保証人に渡すようご指導ください。

#### 2. 契約書類の交付

貸付けを承認決定した申込者（以下「修学生」という）に、下記書類を送付します。上記1の「貸付承認通知書」と併せてお渡しくください。

- (1) 保育士修学資金借用証書（様式第3号）
- (2) 振込口座届（様式第4号）
- (3) 重要事項説明書（様式第18号）

#### 3. 修学生に対する説明会の開催

卒業年次の修学生に対し、事業の概要及び返還免除を受けるか、もしくは全額返還が完了するまでの各種手続きについて説明会（1時間程度）を実施します。日程は、修学生が卒業する3月に開催する予定です。詳細は、12月頃お知らせします。秋入学者は7月頃お知らせし、9月開催の予定です。

#### 4. 「修学生のしおり」の配布

本しおりには、制度の趣旨、貸付・返還方法及び届出等の手続きが掲載してあります。修学生に対し、本しおりを返還免除（または返還完了）まで保管するようご指導ください。

また、卒業後は修学生自らが各種手続きをとる必要があることから、本会担当部署の電話番号及び修学資金専用メールアドレスの登録を修学生個人のスマートフォン等に行い、本会まで登録のためのメールを送信するようご指導ください。

電話番号 045-201-2219

E-mail hs-shikin@yokohamashakyo.jp